

広島市告示第 2 0 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務及び還付事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委託を受けた者
広島市中区加古町 4 番 1 7 号
公益財団法人広島市文化財団
理事長 胡麻田 泰江
- 2 委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで